

横浜市マンション・団地再生コーディネーターの登録等に関する要領

制 定 建住再第 1110 号 平成 27 年 1 月 9 日
最近改正 建住再第 293 号 令和 3 年 9 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要領は、横浜市マンション・団地再生コーディネーター支援事業制度要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業に係るマンション・団地再生コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の登録及び職務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(マンション・団地再生コーディネーターの要件)

第 2 条 コーディネーターは、第 3 条に掲げる支援団体の資格を全て満たす団体及び第 4 条に掲げる支援団体の登録者の資格を全て満たす者をいう。

(支援団体の資格)

第 3 条 支援団体の登録を申請できる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 横浜市の掲げる「マンション・団地再生」支援の趣旨を理解し、要綱第 2 条第 1 項第 2 号に掲げるマンション・団地再生の活動に対して、要綱第 3 条に掲げる支援の内容に取り組むことができる団体。
- (2) マンション・団地の再生や市街地再開発等の実績を有している団体。
- (3) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計、測量等）に「建築設計」又は「建設コンサルタント等の業務」の種目で登録されている団体。
- (4) 第 4 条の資格を満たした従事者の登録を 5 名以上行うことができる団体。
- (5) 前項の登録者の内、2 名以上は次の資格を有していること。
 - ア 再開発プランナー
 - イ 一級建築士
 - ウ マンション管理士
 - エ 技術士（建築部門 都市及び地方計画）
- (6) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行う団体でないこと。

(支援団体の登録者の資格)

第 4 条 前条の支援団体の登録者として申請できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 前条の支援団体に属する者。
- (2) 横浜市の掲げる「マンション・団地再生」支援の趣旨を理解して、要綱第 2 条第 1 項第 2 号に掲げるマンション・団地再生の活動に対して、要綱第 3 条に掲げる支援の内容に取り組むための知識及び経験を十分に有している又は知識及び経験を十分に有している支援団体の登録者からのアドバイスにより支援を実施できる者。
- (3) マンション・団地からの求めに応じ、夜間・休日を問わず活動ができる者。
- (4) 支援団体の方針及び支援団体の登録者の考えを一方的に押し付けず、住民の意思を十分に尊重したうえで、支援を実施できる者。

(登録の申請)

第5条 コーディネーターの登録を受けようとするものは、次の書類等を市長に提出するものとする。

- (1) マンション・団地再生コーディネーター登録申請書 (第1-1号様式)
- (2) マンション・団地再生コーディネーター団体経歴書 (第1-2号様式)
- (3) マンション・団地再生コーディネーター登録者名簿 (第1-3号様式)
- (4) その他必要と認められる書類

(選定)

第6条 市長は、マンション・団地再生コーディネーター登録申請書が提出されたときは、申請内容を審査し、適当と認める場合にはこれを選定するものとする。

- 2 前項の審査を行うにあたり、必要に応じて当該申請者に対し面接を行うものとする。
- 3 選定は、マンション・団地再生コーディネーター登録申請書が提出される毎に行うことを原則とする。

(登録)

第7条 市長は、コーディネーターを選定したときは、その名称等をマンション・団地再生コーディネーター登録簿(第5号様式)に登録するものとする。

- 2 市長は、前項に定める登録を行ったときは、当該申請者にマンション・団地再生コーディネーター登録決定通知書(第2-1号様式)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に定める登録を行ったときは、マンション・団地再生コーディネーター団体経歴書及びマンション・団地再生コーディネーター登録者名簿を閲覧に供するものとする。
- 4 市長は、第1項に定める登録を行わないことを決定したときは、当該申請者にマンション・団地再生コーディネーター登録不決定通知書(第2-2号様式)により通知するものとする。

(登録の抹消)

第8条 市長は、次の場合、登録を抹消することができる。

- (1) コーディネーターが、要綱及びこの要領で定める事項に違反したとき又はその他コーディネーターとして不適当な行為を行ったとき
- (2) 支援団体が第3条に定める資格を失ったとき
- (3) 支援団体の登録者が第4条に定める資格を失ったとき
- (4) コーディネーターからマンション・団地再生コーディネーター登録辞退届出書(第3号様式)が提出されたとき
- (5) その他市長が必要と認めたとき

(有効期間)

第9条 登録の有効期間は、抹消されるまでとする。

(登録の変更)

第 10 条 支援団体は、マンション・団地再生コーディネーター団体経歴書及びマンション・団地再生コーディネーター登録者名簿に変更が生じる場合は、マンション・団地再生コーディネーター登録変更届出書（第 4 号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

(職務)

第 11 条 支援団体の職務は、支援団体の登録者が第 2 項に定めるコーディネーターの職務を円滑に行うことをサポートするものとする。

- 2 コーディネーターの職務は、要綱第 2 条第 1 項第 2 号の活動について専門的な助言等を行うものとする。
- 3 コーディネーターは、支援を行う際、支援内容や支援による成果の目標について、あらかじめ横浜市と協議を行うものとする。
- 4 コーディネーターは、横浜市の開催する研修・情報提供等の場に積極的に参加するものとする。
- 5 コーディネーターは、支援先の活動団体に対し、支援期間中は営業活動を行ってはならない。
- 6 コーディネーターは、支援により知り得た情報は他に洩らしてはならない。また、その任を離れた後も同様とする。
- 7 コーディネーターは、本事業の周知及び広報に協力するものとする。
- 8 コーディネーターは、横浜市が実施する報告会に参加し、支援内容等について報告するものとする。

(研修及び情報の提供)

第 12 条 横浜市は、コーディネーターに対し、報告会の機会を設け、マンション・団地再生に関する情報の提供を行うものとする。

(報酬)

第 13 条 要綱第 3 条に基づく支援の報酬は、1 回の派遣当り 64,815 円（交通費等諸経費含む。）に消費税等相当額を加えた額とする。

- 2 コーディネーターは、本業務に関し市民からその他の報酬を得てはならない。

(委任業務)

第 14 条 市長は、本業務の一部を委託することができる。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

横浜市 長

(申請者)

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____

マンション・団地再生コーディネーター登録申請書

横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業制度要綱第2条第1項第4号に定める「マンション・団地再生コーディネーター」について、登録を申請します。

なお、本申請書とともに提出した「マンション・団地再生コーディネーター団体経歴書」(要領第1-2様式)及び「マンション・団地再生コーディネーター登録者名簿」(要領第1-3号様式)等については、市民に対して情報提供することを承諾します。

(連絡先)

担当者名 _____

電 話 _____

E-mail _____

年 月 日

マンション・団地再生コーディネーター団体経歴書

(ふりがな) 団 体 名			
代表者氏名			
住 所	〒		
連 絡 先	(電話)	(Fax)	
	(E-mail)		
実 績	1	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	
	2	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	
	3	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	

(経歴書)

実 績	4	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	
	5	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	
	6	(時期)	(マンション名・地区名等)
		(活動内容)	
P R 等			

マンション・団地再生コーディネーター登録者名簿

1	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格 (登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・
		年 月 日・
		年 月 日・
2	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格 (登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・
		年 月 日・
		年 月 日・
3	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格 (登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・
		年 月 日・
		年 月 日・

(登録者名簿)

4	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格	年 月 日・
	(登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・ 年 月 日・
5	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格	年 月 日・
	(登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・ 年 月 日・
6	(ふりがな) 氏名	
	経験・実績	
	資格	年 月 日・
	(登録年月日 ・登録番号)	年 月 日・ 年 月 日・

要領第2-1号様式（第7条第2項）

〇〇〇第 号
年 月 日

様

横浜市 長 印

マンション・団地再生コーディネーター登録決定通知書

次のとおり、マンション・団地再生コーディネーターの登録を決定しましたので、通知します。

登録番号

登録日 年 月 日

（注意）

マンション・団地再生コーディネーターの登録を受ける際に提出した申請書類に記載した事項に変更が生じた場合は、横浜市マンション・団地再生コーディネーターの登録等に関する要領第10条の規定に基づき、速やかに「マンション・団地再生コーディネーター登録変更届出書」（要領第4号様式）を提出してください。

要領第2-2号様式（第7条第4項）

〇〇〇第 号
年 月 日

様

横浜市 長 印

マンション・団地再生コーディネーター登録不決定通知書

年 月 日に提出がありましたマンション・団地再生コーディネーターの登録申請について、選定の結果、登録を行わないことを決定しましたので、通知します。

要領第3号様式（第8条第1項第4号）

年 月 日

横浜市 長

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____

マンション・団地再生コーディネーター登録辞退届出書

マンション・団地再生コーディネーターの登録を辞退することについて、横浜市マンション・団地再生コーディネーターの登録等に関する要領第8条第1項第4号の規定に基づき届け出ます。

団体名	登録番号
辞退理由	

横浜市 長

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____

マンション・団地再生コーディネーター登録変更届出書

マンション・団地再生コーディネーターの登録を受ける際に提出した書類に記載した事項について変更が生じたため、横浜市マンション・団地再生コーディネーターの登録等に関する要領第10条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

また、併せて、変更後の次の書類を添付します。

「マンション・団地再生コーディネーター団体経歴書」（要領第1－2号様式）

「マンション・団地再生コーディネーター登録者名簿」（要領第1－3号様式）

変更書類	変更項目	変更前	変更後
経歴書 ・ 登録者名簿			

上記、変更に伴い、変更後の「マンション・団地再生コーディネーター団体経歴書」（要領第1－2号様式）及び「マンション・団地再生コーディネーター登録者名簿」（要領第1－3号様式）等について、市民に対して情報提供することを承諾します。

要領第5号様式（第7条第1項）

マンション・団地再生コーディネーター登録簿

登録番号	団体名	登録者名		